

## 【定置漁業権】

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			区 域	基 点	点						
北定第2号	有限会社 度島水産	長崎県平戸市度島町大戸地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市度島町大戸海岸護岸標識A 2 同市同町大戸海岸標識B(1から北東方海岸沿いに300メートルのところ)	イ 1から308度15分55メートルのところ ロ 2から332度30分62メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
北定第3号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町御崎宇多奈田地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町御崎宇多奈田元 裏防波堤付根	イ 1から78度44分900メートルのところ ロ 1から122度14分750メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
北定第4号	生月漁業協同組合外1名	長崎県平戸市生月町里免字妙見地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町里免字妙見護岸 標識	イ 1から99度14分40メートルのところ ロ 1から57度1,080メートルのところ ハ 1から113度960メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北定第5号	館浦漁業協同組合	長崎県平戸市生月町山田免日草鼻地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町山田免日草鼻突	イ 1から80度460メートルのところ ロ 1から132度460メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北定第6号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町斑島地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 北松浦郡小値賀町斑島郷玉石鼻標識 2 同郡同町平田郷ナスクリ海岸護岸標識	イ 1から15度620メートルのところ ロ 1から50度860メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から510メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北定第8号	箱崎漁業協同組合	長崎県壱岐市芦辺町箱崎諸津船ノ浦地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町箱崎諸津船前諸津地のダンゴ岩突端 2 同市同町同船長瀬鼻東端標識	イ 1から92度1,400メートルのところ ロ 2から117度1,500メートルのところ ハ 2から117度130メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
北定第9号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町壱部浦正前地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町壱部浦正前沖防波堤標識A(同防波堤南端から北方65メートル接合部) 2 同市同町壱部浦正前沖防波堤標識B(1から防波堤沿いに北方65メートルのところ)	イ 1から120度350メートルのところ ロ 2から75度450メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	令和2年12月14日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
北定第10号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町壱部加勢川地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 平戸市生月町壱部加勢川波止南端 2 同市同町壱部加勢川防波堤標識(1から防波堤沿いに北方275メートルの階段部)	イ 1から105度450メートルのところ ロ 2から70度450メートルのところ	大型定置漁業	1/1から12/31まで	令和2年12月14日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第1号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町立串郷小瀬良地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町立串郷小瀬良波止付根標識	イ 1から64度740メートルのところ ロ 1から147度670メートルのところ	大型定置漁業	8/10から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第2号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町立串郷明松地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町立串郷明松鼻標識	イ 1から62度600メートルのところ ロ 1から91度580メートルのところ	大型定置漁業	8/10から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第3号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクリ鼻 2 同郡同町同郷先筋北波止突端	イ 1から97度550メートルのところ ロ 2から110度30分630メートルのところ	大型定置漁業	8/10から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第4号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷先筋北波止突端	イ 1から110度30分500メートルのところ ロ 1から110度30分630メートルのところ ハ 1から98度690メートルのところ ニ 1から98度1200メートルのところ ホ 1から130度1100メートルのところ ヘ 1から130度500メートルのところ	大型定置漁業	8/10から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第5号	新魚目町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷標識	イ 1から89度470メートルのところ ロ 1から139度320メートルのところ	大型定置漁業	8/10から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第6号	原 修外213名	長崎県南松浦郡新上五島町似首郷字二番地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町似首郷字二番水垂南鼻標識 2 同郡同町同郷字二番水垂北鼻標識	イ 1から84度360メートルのところ ロ 2から54度360メートルのところ	大型定置漁業	8/1から3/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第7号	原 修外213名	長崎県南松浦郡新上五島町似首郷字二番地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町似首郷字二番唐八瀬頂上 2 同郡同町同郷字二番ヨセゴロ	イ 1から104度45分700メートルのところ ロ 2から72度700メートルのところ	大型定置漁業	8/1から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	

五定第8号	原 修 外213名	長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町丸尾郷丸尾波止付根 2 同郡同町有川郷継子瀬頂上	イ 1から65度の直線と2から350度の直線との交点 ロ 1から56度20分の直線と2から7度20分の直線との交点 ハ 1から74度の直線と2から21度の直線との交点	大型定置漁業		8/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第9号	川渕 志朗 外220名	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上	イ 1から34度500メートルのところ ロ 1から85度400メートルのところ	大型定置漁業		8/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第10号	川渕 志朗 外220名	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上	イ 1から34度500メートルのところ ロ 1から42度800メートルのところ ハ 1から77度800メートルのところ ニ 1から85度400メートルのところ	大型定置漁業		8/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第11号	川渕 志朗 外220名	長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷野首地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首北西端 2 同郡同町同郷松ヶ崎	イ 1から349度550メートルのところ ロ 2から10度500メートルのところ	大型定置漁業		8/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第12号	川渕 志朗 外220名	長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷野首地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小河原郷野首北西端 2 同郡同町同郷松ヶ崎	イ 1から349度550メートルのところ ロ 2から10度500メートルのところ ハ 2から10度900メートルのところ ニ 1から349度950メートルのところ	大型定置漁業		8/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第13号	有川町漁業協同組合	長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識	イ 1から248度20分250メートルのところ ロ 1から324度700メートルのところ ハ 1から0度680メートルのところ	大型定置漁業		8/15から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	
五定第14号	株式会社 平瀬定置	長崎県南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷五斗ヶ浦カナシ	次の2、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷五斗ヶ浦カナシ 2 同郡同町同郷五斗ヶ浦カナシ 3 同郡同町同郷七石島北西端 4 同郡同町同郷平瀬北端	イ 2と3を結ぶ直線と1から114度の直線との交点 ロ 1から114度780メートルのところ ハ 1から84度800メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線と1から84度の直線との交点	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第16号	株式会社 平瀬定置	長崎県南松浦郡新上五島町奈尾郷字金山地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町奈尾郷字金山岩標識	イ 1から45度360メートルのところ ロ 1から82度450メートルのところ ハ 1から116度460メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第17号	松園 文策	長崎県南松浦郡新上五島町日島郷吉崎地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町日島郷吉崎立岩標識 2 同郡同町同郷龍宮小島南東端標識 3 同郡同町同郷吉崎海岸標識	イ 1から84度450メートルのところ ロ 1から123度490メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第18号	有限会社 有福水産	長崎県南松浦郡新上五島町有福郷地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町有福郷鳥帽子瀬帽子鼻突端標識	イ 1から35度30分580メートルのところ ロ 1から339度30分600メートルのところ	大型定置漁業		9/1から7/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第19号	堀江 昭	長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町船崎郷祝言島下ノ鼻南側標識A 2 同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B	イ 1から170度270メートルのところ ロ 1から179度450メートルのところ ハ 2から241度30分530メートルのところ ニ 2から258度30分400メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第20号	有限会社 祥福水産	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多北側地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町網上郷唐ノ辺多北側標識A 2 同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B	イ 1から289度360メートルのところ ロ 1から306度30分515メートルのところ ハ 2から359度455メートルのところ ニ 2から16度30分270メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第21号	有限会社 永峯商店	長崎県五島市奈留町大串早房地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市奈留町大串早房梶ノ羽鼻突端 2 同市同町大串早房コンプリ瀬頂上 3 同市同町大串早房大岩標識	イ 2から68度500メートルのところ ロ 3から90度600メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第22号	片山 和彦	長崎県五島市猪之木町納屋ノ上地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市猪之木町納屋ノ上玄魚鼻標識 2 同市同町納屋ノ上長瀬対岸標識	イ 1から34度30分500メートルのところ ロ 2から31度45分700メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	—	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

五定第23号	林田 敏美	長崎県五島市向町牛成地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市向町牛成牛成鼻立石標識	イ 1から302度40分90メートルのところ ロ 1から39度625メートルのところ ハ 1から82度700メートルのところ	大型定置漁業		10/1から7/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第24号	林田 倫吉	長崎県五島市向町平瀬地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市向町平瀬南端	イ 1から90度75メートルのところ ロ 1から145度1,110メートルのところ ハ 1から184度15分965メートルのところ	大型定置漁業		10/1から7/15まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第25号	山下 勝	長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市富江町黒島カレホコ鼻 北東端 2 同市同町黒島宮ノ鼻北端	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1から27度550メートルのところ ハ 1から90度520メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第26号	田端 一米造 外2名	長崎県五島市玉之浦町大宝美良嶋地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝美良嶋標識A 2 同市同町大宝美良嶋標識B	イ 1から34度840メートルのところ ロ 2から71度700メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第27号	中村 利久	長崎県五島市玉之浦町大宝力尾地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝力尾岡のトビ瀬標識	イ 1から206度360メートルのところ ロ 1から155度350メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第28号	竜祐丸水産 株式会社	長崎県五島市玉之浦町玉之浦真首地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦真首標識	イ 1から230度410メートルのところ ロ 1から195度360メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第29号	小田 忠	長崎県五島市玉之浦町玉之浦別当岐地	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦別当岐標識	イ 1から30度200メートルのところ ロ 1から90度200メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第30号	川脇 繁	長崎県五島市玉之浦町玉之浦猫淵崎地先	次の1、イ、ロ、の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦戸竹崎猫淵崎標識	イ 1から38度230メートルのところ ロ 1から87度180メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第31号	永尾 政幸	長崎県五島市玉之浦町玉之浦鮪網代地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦鮪網代首浦標識	イ 1から305度500メートルのところ ロ 1から271度420メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第32号	川脇 大介	長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒小浦地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒小浦モリカド標識	イ 1から51度300メートルのところ ロ 1から131度310メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第33号	柿森 強	長崎県五島市玉之浦町玉之浦浅切地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦浅切浦赤瀬	イ 1から197度350メートルのところ ロ 1から114度350メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第34号	有限会社 坂本水産	長崎県五島市玉之浦町玉之浦銭亀淵地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦銭亀淵小島北側標識	イ 1から310度330メートルのところ ロ 1から20度270メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第35号	柿森 強	長崎県五島市玉之浦町玉之浦銭棚地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦浅切銭棚標識	イ 1から315度430メートルのところ ロ 1から284度430メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第36号	坂本 三徳	長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬立瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬立瀬標識	イ 1から299度550メートルのところ ロ 1から335度450メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第37号	黒瀬水産 株式会社	長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町玉之浦黒瀬海岸標識	イ 1から29度510メートルのところ ロ 1から90度550メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第38号	黒瀬水産 株式会社	長崎県五島市玉之浦町頓泊地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A 2 同市同町頓泊大バエ標識B(1から238度185メートルのところ)	イ 1から305度660メートルのところ ロ 2から262度750メートルのところ	大型定置漁業		11/1から5/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第39号	株式会社 三井楽定置	長崎県五島市三井楽町高崎地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町高崎高崎鼻先端標識 2 同市同町高崎高崎公園護岸標識(高崎防波堤付根から同護岸沿いに北へ37.6メートルのところ)	イ 1から56度335メートルのところ ロ 1から56度1,150メートルのところ ハ 2から100度1,100メートルのところ ニ 2から100度375メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第40号	株式会社 三井楽定置	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔下段場地先	次の1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市三井楽町濱ノ畔下段場魚見下跡掛先端 2 同市同町濱ノ畔下段場赤瀬頂上 3 同市同町濱ノ畔ノ川北防波堤起点	イ 2から42度900メートルのところ ロ 3から61度1,340メートルのところ	大型定置漁業		11/23から6/7まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五定第41号	川上 力外3名	長崎県五島市岐宿町立小島地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町岐宿立小島西端 2 同市同町岐宿立小島東端大岩	イ 1から319度920メートルのところ ロ 2から338度912メートルのところ	大型定置漁業		11/1から6/30まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

対定第1号	上対馬町漁業協同組合外1名	長崎県対馬市上対馬町西泊びょう瀬地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町西泊こまぶし崎西端標識 2 同市同町西泊びょう瀬頂上	イ 1から136度1,100メートルのところ ロ 2から97度700メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第2号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県対馬市峰町志多賀椎の浦地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町志多賀椎の浦下鼻標識	イ 1から90度560メートルのところ ロ 1から125度560メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第3号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県対馬市峰町志多賀位ノ平地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町志多賀位ノ平海岸標識	イ 1から82度400メートルのところ ロ 1から153度400メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第4号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県対馬市峰町佐賀地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町佐賀虫ばい魚瀬鼻標識	イ 1から77度30分350メートルのところ ロ 1から82度850メートルのところ ハ 1から113度30分850メートルのところ ニ 1から125度350メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第5号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県対馬市峰町佐賀石ヶ浦地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町佐賀石ヶ浦下鼻突端標識	イ 1から68度320メートルのところ ロ 1から77度30分970メートルのところ ハ 1から95度5分970メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第6号	峰町東部漁業協同組合外2名	長崎県対馬市峰町佐賀馬込地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町佐賀馬込上鼻突端標識	イ 1から86度35分1.030メートルのところ ロ 1から103度30分1.040メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第7号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県対馬市美津島町鴨居瀬泊島地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬泊島大岩標識	イ 1から20度470メートルのところ ロ 1から346度460メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第8号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県対馬市美津島町大船越地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越網掛崎西側サマガタン標識	イ 1から240度400メートルのところ ロ 1から180度450メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第9号	美津島町高浜漁業協同組合外1名	長崎県対馬市美津島町雞知くら地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町雞知くら標識	イ 1から119度805メートルのところ ロ 1から144度885メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第10号	中村 祐喜外11名	長崎県対馬市厳原町豆酸網代場地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市厳原町豆酸豆酸崎金石海岸下標識 2 同市同町豆酸網代かうと岩	イ 1から284度30分665メートルのところ ロ 2から262度620メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第11号	美津島町漁業協同組合外1名	長崎県対馬市美津島町尾崎地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎長手崎標識	イ 1から7度660メートルのところ ロ 1から343度660メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第12号	伊奈漁業協同組合外1名	長崎県対馬市上県町伊奈地先	次のイ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町伊奈杓子瀬岩	イ 1から195度30分80メートルのところ ロ 1から140度430メートルのところ ハ 1から212度550メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	平成30年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない
対定第14号	伊奈漁業協同組合外1名	長崎県対馬市上県町志多留地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留立石 2 同市同町志多留シゲザキ標識 (1から北東方海岸沿いに240メートルのところ)	イ 1から194度450メートルのところ ロ 2から163度610メートルのところ	大型定置漁業		1/1から12/31まで	令和元年9月1日～令和5年8月31日	個別漁業権	－	イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない